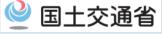
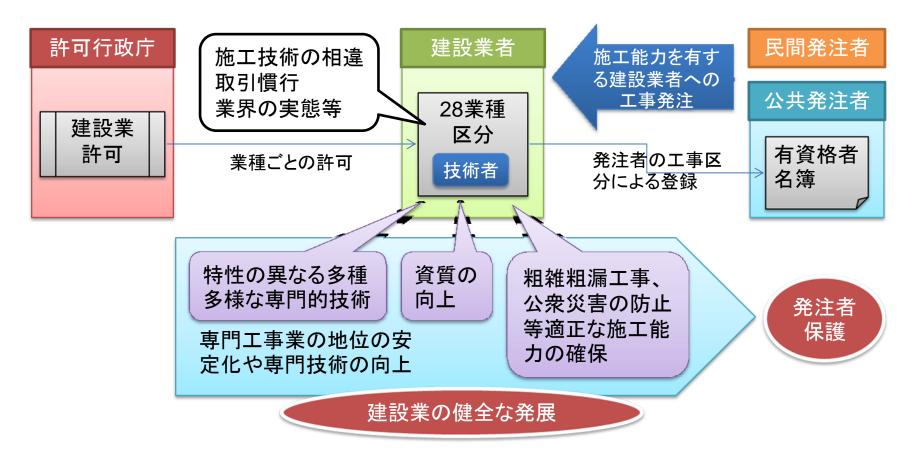
業種区分の点検について



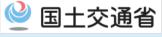
1.業種区分(業種別許可制度)について

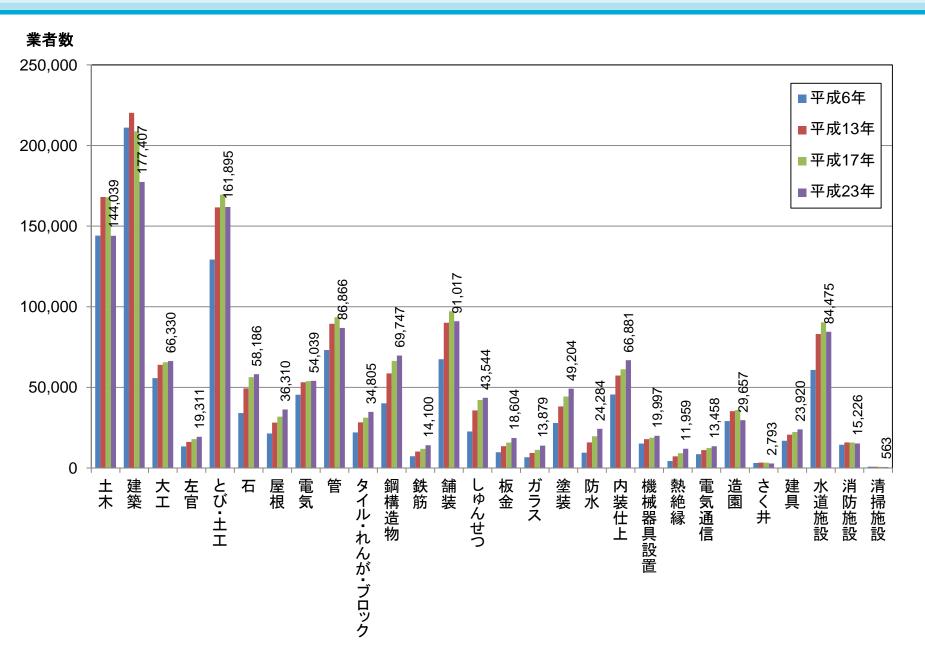


- 建設工事は、特性の異なる多種多様な専門的技術の組合せにより行われているため、対応した 資格等を有する技術者が施工にあたる必要から、業種別許可制度が採用されている。
- 現在の業種区分は、施工技術の相違や取引慣行、業界の実態等を勘案して、昭和46年に設定されたもので、土木・建築の2つの一式工事業と26の専門工事業が法律で位置づけられている。
- 業種別許可制度により、粗雑粗漏工事の防止等により確実な施工が担保されるとともに、専門工事業の地位の安定化や技術の向上が進むなど、業種別許可制度は、発注者保護と建設業の健全な発展に大きな役割を果たしてきている。



2. 28業種ごとの許可業者数の推移

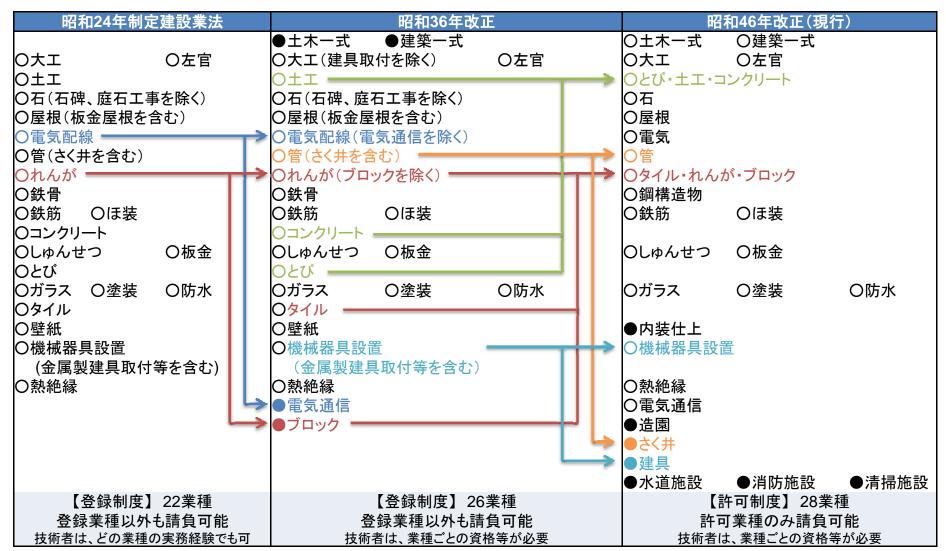




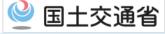
3.これまでの経緯



- 昭和24年の建設業法制定時に22の業種が設定され、昭和36年に26業種に改正された。
- 施工技術の相違や取引慣行、業界の実態等を勘案し、昭和46年に現行の28業種による業種別許可制度が設けられた。
- 昭和46年以降、業種区分の改正は行われていない。



4.課題と対応



- 現在の業種区分の設定(昭和46年)から40年が経過。
- 建設業を取り巻く社会情勢の変化、建設工事の内容の変化、専門技術の進展、関連制度の改正 等を踏まえ、現在の業種区分が実態と乖離していないか、多様な視点による点検が必要

昭和46年 (1971年) 40年の経過 28 業 種 区 分

平成23年 (2011年)

点検が

社会情勢の変化

- •ストックの増加
- •少子高齡化

 \mathcal{O}

●環境重視 等

建設工事 の内容の 変化

専門技術 の進展

関連制度の改正

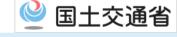
•入札契約適正化法(平成12年)

実態との乖離?

- •建設リサイクル法(平成12年)
- •マンション建て替え円滑化法 (平成14年)

見直しの方向 メリット デメリット 建設技術の高度化、専門化に対応 業種の細分化 建設企業によっては受注できない建設工事が 発生 業種に対応する試験制度を創設することで、 施工に必要な知識や技術の担保が可能 業種の数の増加による建設企業及び許可行 • 当該建設工事の実績を有していない 建設 政庁の負担の増大 企業の排除(不良不適格業者の排除) 施工管理が複雑化 業種に対する責任感や誇りが向上 重層下請け構造を促進させる恐れ 業種の統合化 建設工事の総合的な管理が可能 当該建設工事の実績を有していない建設企業 • 建設工事の責任の所在が明確化 が参入する恐れ(適正な施工が確保されない 恐れ) 業種に対する責任感や誇りが低下する恐れ

5.点検の視点(技術者制度検討会とりまとめ(H23.6.28))



基本的な視点

- 当該工事に必要な技術の専門性(他業種との差別化の状況)
- 当該工事に必要な技術の補完性(他業種との共通性)

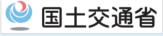
外形的なデータからの視点

- 業種別の(若しくは予想される)許可業者数、完成工事量またはその動向
- 業種別の(若しくは予想される)他業種の許可との重複状況

その他に考慮すべき視点

- 当該工事の施行場所、施工時期(工程)の共通性
- 元請となることが多い業種、下請となることが多い業種を区分しての検証
- 当該工事の独立性に関する発注者、建設業界等の認識などの取引の実態
- 民間発注者、場合によっては個人が活用することを意識した業種区分のあり方
- 関連する法令等の新設など社会的ニーズの発生状況
- 関連業界の実態

6.業種区分に関する調査



建設業者団体等を対象として業種区分に関する調査を実施しているところ。

(建設業許可業種区分に関する調査)

目的業種区分の実態と建設業界の要望を把握し、業種区分の点検の基

礎資料とする

調査対象 建設業者団体等

調査期間 9月8日~30日

調査内容

団体概要

- 会員数
- 完工高等

業種新設要望

- 新設案
- ●理由
- 技術の専門性
- 社会的ニーズ等

業種統合要望

- 統合案
- 理由
- 技術の共通性
- 社会的ニーズ等

工事内容・例示 に関する要望

- 改正案
- 理由
- 施工技術の変化化等

その他

その他